

流域水害対策計画の策定

- 特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、流域水害対策協議会等における協議を踏まえ河川管理者や地方公共団体等が共同して流域水害対策計画を策定。

流域水害対策計画に記載する事項（法第4条第2項）

基本的事項

1. 計画期間

2. 浸水被害対策の基本方針

3. 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

4. 都市浸水想定

河川管理者

5. 特定都市河川の整備

6. 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備

下水道管理者

7. 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備

10. 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作

地方公共団体 民間事業者等

8. 河川管理者・下水道管理以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透

9. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

11. 都市浸水想定区域における土地の利用

13. 浸水被害が発生した場合における被害拡大防止のための措置

12. 貯留機能保全区域・浸水被害防止区域の指定の方針

14. その他浸水被害の防止を図るために必要な措置